

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮詢グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

孫向叢書

昭和四十四年十一月十三日

沖縄返還関係質問答案
(經濟財政關係)

条約局

極秘
無期限
ノ・部の内
6号

問1

共同コミュニケ中にある「財政及び経済上の問題」とは何か。

問2

「沖縄における米国企業の利益に関する問題」を特記したのは何故か。共同コミュニケ中にこれが明記されていながら、何故改めて大臣書簡を発出したのか。書簡は如何なる法的性格のものか。

問3

「財政上の問題」とは何か。「経済上の問題」とは何か。

問4

財政及び経済上の問題については、政府はいかなる原則で米側と交渉するのか。

問5

「米国資産」にはいかなるものがあるのか。その総額はどの位になるのか。

問6

「米国資産」を買取ることを米側が要求している旨報じられているが、沖縄返還のような場合は、一般国際法上の國家継承の場合に該当するのであり、米資産を買取らなければならぬとすれば、国際法

上の國家継承の原則及び一般的國際慣行に反することになるのではないか。

問 7 「米國資產」を有償で引渡を受けることがあると考へては、どの範囲の資産を買取ることをどう考へてはいるのか。無償で引渡を受けるものとしては、どのようなものを考へてはいるのか。「米國資產」の引渡の問題についての政府の原則的態度如何。

少くとも沖縄における行政財産、民生向上のための公共施設等は施政権者としての義務を履行するためには、米國が所有していたものであるから、これらについては、当然に無償でわが國に引渡されて然るべきであると考えるが如何。

沖縄の返還に相当する過去の実例において財産の引渡の問題がいかに取り扱われたのか例を挙げて説明せよ。

奄美、小笠原返還協定の際の先例があるのならば、今回も当然同様に処理すべきではないか。

問 11 國際的慣行からいっても軍事基地については当然にわが方に無償で引渡されて然るべきではないか。特に地位協定によれば不用の軍事施設は無償でわが國に返還されることがとになつてゐるのであるから、沖縄におかれる軍事施設につつても同様に処理すべきではないか。

昭和四十四年一月三十日の参議院本会議で、愛知県外務大臣は、「過去において米軍が投入した経費を日時点で負担させたい」というような考えはないよう弁しているが、

「この点は今まで変りないが、ガリオア及びその後の贈与援助について、沖縄住民が返済義務を負わないといふ従来の政府見解には変りないか。そうであるとすれば、ガリオアの見返り資金を原資とする開発公社、電力、引渡されることとなると解してよいか。」と答へた。

問 12 開発公社、電力、水道事業の財産等について、今

問 13

問 14

問 15

後の交渉により「米国資産」一般の引渡しの問題と併せて解決するといふことは、開発公社等の財産についてもこれを買取る可能性があるということとか。

沖縄に流通しているドルは総額どの位あるのか。これで返還後どのように処理するのか。回収して無償か。米側に引渡すというようなことはないと思うがどうか。

奄美、小笠原返還の際には現地流通のドルはどの様に処理したのか。今回も同様に処理することにはならないのか。

沖縄における米系私企業としては、いかなる業種が進出しているか。

沖縄における米国企業の返還後の取扱につき政府はいかに対処する考えであるか。大臣書簡において、これららの企業の返還後の保護と継続の問題が平衡を保てることを認識し、同情的に検討することは、返還後のこれらの企業の返還後の保護と継続の問題が平衡を保てることを確認したことは、返還後のこれら

企業の取扱につきコミットしたことになり、その結果、わが国の法令及び経済政策に沿つての規制が不必要なことを確認したこと。

沖縄に通じる米系私企業の取扱につき、その結果、わが国が既得権は同条約上当然に保護されているといえるか。

日米友好通商航海条約は、返還後の沖縄には当然に適用されることになるのか。適用される場合米系私法人に限り換える等の措置を考えているか。外資系の琉球法人についても同様の取扱が可能であるか。

沖縄返還に際して、琉球法人は自動的に日本法人へこの駆け込みを狙つて沖縄に進出する企業、あるいはこれから進出する企業があると思われるが、大臣書簡はこゝ。少くとも今後進出するものについては、政とし。何等かの措置を講ずる必要があるのではないか。

問21

問22

問19

問18

問17

問16

問15

問 22

現在沖縄において琉球政府の許可を得て医師、弁護士等の自由職業に従事している米国人の資格免許は、施政権の返還に際しいかに取り扱われるのか。

問 23

大臣書簡にいう「「衡平な解決」」とはいかなる解決を意味するのか。

問 1 共同コミュニケ中にある「財政及び經濟上の問題」とは何か。

答 沖縄の施政権の日本への返還に伴い、沖縄の財政・經濟構造を本土に組み入れるためには当然多くの具体的な問題を日米間で解決する必要があるので、そのための話し合いを速やかに開始する趣旨を共同コミュニケ中に書き込んだものであるが、かかる問題の例としては、米国資産のわが國への移転の問題、沖縄で流通しているドル貨幣の切換えの問題、現に沖縄において米国行政府により承認されて企業活動を営んでいる米国人の処遇の問題等が挙げられる。

問2 「沖縄における米国企業の利益に関する問題」を特記したのは何故か。共同コミュニケ中にこれが明記されているのに、何故改めて大臣書簡を発出したのか。書簡は如何なる法的性格のものか。

答 現在沖縄に進出している米国系企業は返還後の地位につき深刻な不安を有しており、この問題を返還交渉の際に必ず議題として欲しいとの希望を有している趣であつたところ、わが方としても沖縄返還に当つてこの問題を解決しなければならないことは当然であるので、共同声明中に念のため明記したものである。

また、大臣書簡は、現地米国系企業のかかる不安をある程度緩和するような意図の表明を現時点で行なつて欲しいとの米側の要請を勘案して発出することとしたものである。政府としては、前述の通り、この問題が返還協定交渉の過程で解決されるべきものであると考えていることは云うまでもないが、現時点においてかかる不安をある程度解消させるために、この問題を同情的に検討する意向を表明することは、今後の沖縄経済に必要な混乱を生ぜしめないためにも望ましいと判断した次第である。なお、本件書簡は、一方的な日本政府の意図の表明であり、法的な拘束力を有するような文書でないことは、文書の表現振り及び事柄の性質からいって当然である。政府としては、

返還協定交渉に際しては、本書簡に表明された意向に沿つて解決をはかつていく所存である。

問3 「財政上の問題」とは何か。「経済上の問題」とは何か。

答 前述問1のような問題を包括して「財政及び経済上の問題」という表現を一応使つたまでのことであり、これらの問題に最終的にどうじうものがあるかについては今後の交渉の過程においてつめられるべき問題であり、そして財政上の問題、経済上の問題といふように明確に区別して用いたものではない。

問4 財政及び經濟上の問題については、政府は如何なる原則で米側と交渉するのか。

答 沖縄の施政権返還に伴う財政及び經濟上の問題は、かなり複雑な諸問題を含んでゐる模様であり、そのまま適用しうる一般國際法上の原則もなく、特別の取扱もないが、参考になりうる先例、条理に照らし、外交交渉により実情に即した妥当な解決をはかる所存であり、その際日本政府としては、日本の國益、沖縄住民の福祉を念頭において交渉する方針である。

問5 「米国資産」にはいかなるものがあるのか。その総額はどうの位になるのか。

答 いわゆる「米国資産」の種類については、沖縄が米国の施政下にあり、わが方の調査にも種々制約があるため、必ずしも十分な資料入手するに至つていなか、これを大別すれば（總理府調査による。）、次のとおりであると考えられる。

- (1) 高等弁務官一般資金財産（各公社等への投下資産）
- (2) 金融資産（通貨及び對外債権等）
- (3) 米軍及び琉球住民の共用資産（道路、港湾、一部の飛行場等）
- (4) 米軍の純軍事施設で米軍専用資産（基地、道路、港湾等）

なお、現在沖縄にある米国資産がどれだけの額にのぼるか詳しく述べられないが、沖縄における米国政府が過去二十余年の長きにわたることでもあり、かなりの額にのぼることは予想される。

問6 「米国資産」を買取ることを米側が要求している旨報じられてゐるが、沖縄返還のような場合は、一般国際法上の国家繼承の場合に該当するのであり、米国資産を買取らなければならぬとすれば、国際法上の国家繼承の原則及び一般的國際慣行に反することになるのではないか。

答 沖縄返還を一般国際法上の国家繼承の場合に該当するものと考えることは必ずしも適当でない。米国の沖縄における施政権の行使は平和条約第三条によつて認められた特殊なものであり、わが國に潜在主権があり、又暫定的なものであるとの前提に立つものであつて、施政権の返還に伴う財産権の処理の問題は、

一般国際法上の国家繼承の問題として処理しえず、もつばら日米間の特別の合意により解決すべきものである。

なお、一般国際法上の国家繼承の場合についていえば、領土の部分的移譲に伴い当該領土内に存在する國家財産のうち行政財産については無償で引継がれる場合が多いが、かかる行政財産の範囲は必ずしも明確でなく、又國際慣行上も、國家財産が有償で引継がれた例もかなり多い。

問タ 「米国資産」を有償で引渡しを受けることがあるとして、政府としてはどの範囲の資産を買取ることを考えているのか。無償で引渡しを受けるものとしてはどのようなものを考えているのか。「米国資産」の引渡しの問題についての政府の原則的态度如何。

答 沖縄における「米国資産」の引渡しの問題については、全部を無償で引渡せという主張にも無理があると思われ、結局返還後日本政府にとって必要、有益なものであり、かつ、充分に合理的な根拠があるものについては、これを有償で引渡しを受けることになろう。米国が沖縄の施政権行使のために直接に必要な

とした（琉球行政府建物、裁判所建物等の）行政財産は無償で引継がれて然るべきであると考えて居る。

いずれにしても、今後の返還協定交渉を通じて具体的な問題について詳細なつめを米側と行なわなければならない問題であり、前述の一般論以上のことを現在いえる立場にない。

問8 少くとも沖縄における行政財産、民生向上のための公共施設等は施政権者としての義務を履行するために米國が所有していたものであるから、これについては、当然に無償でわが国に引渡されて然るべきであると考えるが如何。

答 行政財産、民生向上のための公共施設等については、無償でわが國に引渡されしかるべきであると考えられるが、今後返還協定交渉の一環として具体的な資料に基づき個々の財産の実態をも考慮しつつ検討の上決定する所存である。

問9 沖縄の返還に相当する過去の実例において財産の引渡しの

問題が如何に取り扱われたのか例を挙げて説明せよ。

答 沖縄の返還に相当する過去の実例としては、奄美及び小笠原の返還があり、それぞれの場合における財産の引渡しの問題の取扱は次のとおりである。

(1) 奄美返還の場合

國公有財産たる不動産は無償で日本政府に引き渡された。

(2) 小笠原返還の場合

不動産については米国政府はこれを無償で日本政府に引き渡し、動産については、米国政府は日本政府に対し売却した

いとの意向を示したので、政府は個々の動産について価格等を検討の上米国政府と商議して、政府が購入を希望する動産のみを購入した。(その他民間の買入れも若干ある。)

問 10 奄美、小笠原返還協定の際の先例があるのならば、今回も当然同様に処理すべきではないか。

答 奄美、小笠原返還協定は、不動産のわが方への無償引渡しという共通点はあるものの、その他の財産の取扱については必ずしも軌を一にするものではない。更に、沖縄の場合は、長期にわたり米国の施政権の下におかれ、現地の人口も多く、財産関係も複雑多岐にわたつており、開港発効後一年余りで返還を見た奄美や現地住民がほとんど居なかつた小笠原の場合と比較して種々異なる実情にあり、財産権の処理につき、奄美ないし小笠原の場合がそのまま当然に沖縄の先例となるともいえないと思われる。

問 11 國際的慣行からいつても軍事基地については当然にわが方に無償で引渡されて然るべきではなか。特に、地位協定によれば不用の軍事施設は無償でわが国に返還されることになつてゐるのであるから、沖縄における軍事施設についても同様に処理すべきではないか。

答 施政権移譲の趣様の観点から直接の先例となるのは奄美、小笠原返還の場合のみであつて、一般的な國際慣行があるわけではない。奄美、小笠原の場合には、返還後も軍事施設を米軍が地位協定に基づき使用し、あるいは使用しないものについては無償でわが方に引渡された。沖縄の場合には種々事情も異なる

ので、これをそのまま踏襲できるかどうか問題なしとしないが、これらの先例をも十分に念頭において今後米側と話し合ひ所存である。

なお、本件は、返還に至るまでは沖縄には地位協定が適用されていないので、返還に際して直ちに同協定に基づいて処理することはできない。

(國家継承についての国際先例においては、軍事施設を無償で引渡した場合が多いが、これを有償で引渡した場合もないわけではない。例えば、一九五〇年にイギリスのバレスチナ統治が終了しイスラエルが独立した際の財政取締により、イスラエルはイスラエルにある英國の軍事施設及び区域を有償で引渡しを受けた。)

問12 昭和四十四年一月三十一日の参議院本会議で、愛知外務大臣

臣は「過去において米軍が投入した経費を日本で負担させるというような考え方はないよう現時点では予想いたしていります」と答弁しているが、この点は今でも変わらないか。

答 変らない。過去において米軍が投入した経費を日本政府に負担させるということはないと現在でも予想している。(但し、別途「米国资産」の引渡しの問題については、今後返還協定交渉に際して全般的なつめを行なう際に具体的に解決される必要があることは勿論である。)

問13　米国政府からのガリオア及びその後の贈与援助については、

沖縄住民が返済義務を負わないという従来の政府見解には変りないか。そうであるとすれば、ガリオアの見返り資金を原資とする開発公社、電力、水道事業の財産等についても当然に無償で沖縄側に引渡されることとなると解してよいか。

答　米国政府のガリオア及びその後の贈与援助については、沖縄住民が返済義務を負わないという点については、米側も従来から議会証言等を通じて明らかにしてきてるので、政府としては今後とも沖縄住民が返済義務を負うことなく、従つて日本政府としてその債務を肩代りするという問題も生じてこないと

いう考えに変りはない。ガリオアを原資とする財産については、現在では高等弁務官一般資金の財産の一部として繰り入れられている趣であるが、詳細に資料を検討した上で、今後の返還協定交渉の一環として他の米国資産の引渡しの問題を米側と交渉する際に一括して解決されることになろう。

問 14

開発公社、電力、水道事業の財産等についても、今後の交渉により「米国資本」一般の引渡しの問題と併せて解決すると
いうことは、開発公社等の財産についてもこれを買取る可能性
があるということか。

答 現時点では、今後の交渉により解決するということ以上に申し上げられる立場にない。

問 15 沖縄に流通しているドルは総額どの位あるのか。これは返

還後どのように処理するのか。回収して無償で米側に引渡すと
いうようなことはないと思うがどうか。

答 沖縄に流通しているドルが総額どの位あるかの点については、

詳しくは分らない。沖縄における通貨の処理の問題は、返還協定交渉の一環として今後日米間の話し合いでより解決されるべき問題であり、その処理方法については現在確言し得ないが、
わが方としては現在沖縄に流通しているドルを回収して無償で
米側に引き渡す意向は有していない。

問 16 奄美、小笠原返還の際には現地流通のドルはどの様に処理したのか。今回も同様に処理することにはならないのか。

答(1) 奄美返還の場合は、同返還協定第三条第一項の規定により、返還当時奄美に流通していた「B」号円を日本政府が日本円と引き替えて回収し、回収した「B」号円は那覇の合衆国民政官に返還した。

(2) 他方、小笠原の場合は、奄美の場合と異り、米貨が現地で流通しており、同返還協定においては、通貨の処理に関する奄美の場合の如き規定を置かず、日本側の処理にまかされた。なお、実際の処理については、小笠原復帰の日(一九六八・

六・二六)から三日間父島に日本銀行通貨交換所を臨時に設け、現地住民手持のドルを円貨に交換し、円と交換して得たドルは外為資金会計に売却した。また、住民がクアムに置いている外貨預金については、バンク・オブ・アメリカ東京支店の円預金に振りかえさせた。

(3) 沖縄の現地通貨の処理の問題は、施政権返還に関する協定の一環として今後米側との詰合いにより解決すべき問題であり、具体的にいかなる方法で処理するかは、今からなんとも申し上げられない。

問 17 沖縄における米国系私企業としては、いかなる業種が進出しているか。

答 米国民政府発行の一九六八年度版「ファクト・ブック」によれば、沖縄に進出している米国系私企業の業種及び件数は、一九六八年六月末現在で次のとおりである。

畜産養鶏業	4
清涼飲料水・ビン詰業	4
合板製造業	1
セメント及び同製品製造業	3
石油業	5

他の製造業	()
卸、小売及び商業サービス業	()
保険業	()
銀行業	()
国際航空及び海運業	()
ホテル業	()
観光用レストラン等	()
自由業、出版業、放送等	()
合 計	()

103 17 7 3 4 2 3 41 11

問18 沖縄における米国企業の返還後の取扱につき政府はいかに対処する考えであるか。大臣書簡において、これらの企業の返還後の保護と継続の問題が均衡な解決を見るべきことを認識し、同情的に検討する意向であることを確認したことは、返還後のこれら企業の取扱につきコミットしたことになり、その結果、わが国の法令及び経済政策に沿つての規制が不可能になり、わが国の經濟主権が侵されることになるのではないか。

答 返還後の沖縄において、わが国の法令及び経済政策が全面的に適用されることになることは当然である。その際に、現在沖縄にある米国企業の保護と継続の問題が均衡な解決を見るべき

ことも当然のことである。さらに、今後の沖縄経済が急激な変化を出来るだけ回避しつつ健全に発展せしめられねばならないことも、改めて指摘するまでもないところである。しかるところ、現地米国企業側には返還後の取扱につき深刻な不安がある趣であつたので、返還協定交渉の際には、この問題を同情的に検討する意向なることを現時点において確約し、もつて、これらの企業をある程度安心させることができ、今後の沖縄経済に不要な混乱を生ぜしめないためにも望ましいと考えた次第である。

政府としては、沖縄に対するわが国の法令、経済政策の適用に当つて、沖縄に現存する米国企業の保護なしし継続をどの範囲でいかなる手続により認めるかを同情的に検討する意向を一

方的に表明したのであつて、わが国の法令及び経済政策に沿つた規制が不可能になり、わが国の經濟主権が侵されるといった問題は全くない。

なお、本問題は、今後施政権返還に関する日米間の交渉において取り上げられることとなつており、その際は、政府としても、前述の諸観点から沖縄經濟の実態を十分勘案しつつ、米側と話し合い、平衡な解決をはかる所存である。

問 19 日米友好通商航海条約は、返還後の沖縄には当然に適用されることになるのか。適用される場合米系私企業の既得権は同条約上当然に保護されているといえるか。

答(1) 日米友好通商航海条約は、返還後の沖縄にも当然に適用されることになる。この点、奄美及び小笠原の返還の場合と同じである。

同条約第二十三条は、条約の適用領域を「各締約国の主権又は権力の下にある陸地及び水域のすべての区域とする。(ペナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域を除く。)」旨定めているが、同条約議定書第十三項により、同条は、「平

和条約第三条でその地位を規定している「沖縄等」に適用されないこととなつていた。返還後の沖縄は、もはや「平和条約第三条でその地位を規定している沖縄」ではなく、日米通商航海条約は、その第二十三条に基づいてわが国の主権の下にある区域として返還後の沖縄にも当然に適用されることとなるわけである。

(2) 日米通商航海条約には、相手国国民又は会社が資本、技術等に関する違法に取得した権利・利益の保護（第五条1）、及び例えば天然資源の開発等の制限業種について外国人の事業活動に対して新たな制限を課する場合の既得権の保護（第七条2）等を定めている。しかしながら、このような規定は、

米国人又は米系企業についていえば、本来、これらのものがわが国の施政権下にある領域においてわが国の法令上違法に取得した権利・利益がわが国の法令又は政策のその後の変更によつて不当に損われることがないようにするための規定であつて、わが国の法令が施行されておらず、特殊かつ暫定的な地位を有していた返還前の沖縄において米系企業が取得した権利・利益について当然に適用される規定ではないと解される。従つて、日米友好通商航海条約が返還後の沖縄に当然に適用されることから、沖縄における米系企業の既得権が同条約上の権利として当然に保護されることは言えない。もつとも、一般に既得権保護の根底にある公平、善意の権利者の保

護、取引関係の安定等の原則に基づき、日米友好通商航海条約の前記の諸規定の精神は、沖縄における米系企業の取扱いにあたつてもできる限り尊重されるべきものと考へる。

問 20 沖縄返還に際して、琉球法人は自動的に日本法人に切り換える等の措置を考えているか。外資系の琉球法人についても同様の取扱が可能であるか。

答 琉球法人の沖縄返還後の取扱については未だ具体的な措置を検討するには至っていないが、法技術的には、現行沖縄商法はわが國の商法とほとんど同一なので、返還後は通貨切り換えの問題さえ片付けば、自動的に日本法人に切り換えることにはそれ程問題はない模様である。しかし、外資系の琉球法人については、例えばこれを日本法人として認める場合は、元本、利潤の外貨送金を認めなければならなくなるので、かかる外資法

上の認可を与えるか否かといふ観点から問題がある等民族資本の場合は別の問題がある。

問22 わが国に施政権が返還されることを見越し、本土への駆け込みを狙つて沖縄に進出した企業、あるいはこれから進出する企業があると思われるが、大臣書簡はこれらの取扱についても同情的に検討するとの趣旨か。少なくとも今後進出するものについては、政府としてなんらかの措置を講ずる必要があるのでないか。

答 本書簡により、わが方が同情的に検討する意向であることを確約しているのは、あくまでも「現在沖縄において合法的に企業活動を行なつてゐる米国の会社又は個人」についてであり、本書簡発出期日以降に沖縄に進出するものの取扱についてはな

んら言及していない。いずれにしても、沖縄における米国企業の返還後の取扱の問題は、今後施政権の返還に関する日米間の話し合いの一環として解決をはかるべき問題である。一般論としては、一地域における私人の正当な財産的利益は施政権者が交代した後にあっても十分尊重されるべきであるといえようが、沖縄における米国の施政権の特殊性及び暫定性を勘案すれば、かかる一般原則をどの程度まで沖縄における個々のケースに適用すべきかは今後検討すべき問題であり、その際には、沖縄住民の福祉、沖縄経済の維持発展といった点も考慮しなければならないだろう。(施政権の返還が相当程度具体的な日程に上つた後に返還後の本土進出を直接の目的として沖縄に進出した私と考えている。)

企業のうち、わが国の経済政策との関係で問題があるものについての返還後の処置振りについては慎重に検討していく所存であるが、現在までに沖縄において合法的に企業活動を行なつてゐる米国の会社と、今後いわゆる「駆け込み」を狙つて沖縄に進出するものとは自ら別箇の考慮が払われてしかるべきものと考へている。

問22
沖縄内政外務委員会
(質問・答弁)

問22

現在沖縄において琉球政府の許可を得て医師、弁護士等の自由職業に従事している米国人の資格免許は、施政権の返還に際しいかに取り扱われるのか。

答 沖縄における米国人の自由職業の資格免許の取扱については、政府としても從来可能な範囲で実態の把握に努めているが、その全貌は未だ十分に把握されていない。本件は、施政権の返還に関する今後の日米間の交渉の一環として取り上げられることとなるが、政府としては、施政権返還後わが國の関係法令が全面的に沖縄に適用されることとなるという前提の下で、現地の資格免許の実態をも十分勘案しつつ研究することとした。

問23

大臣書簡にいう「衡平な解決」とはいかなる解決を意味するのか。

答

一般的に「衡平」とは、一般的妥当性を念頭に置いて制定されている法令の現実の適用に当たり、個々の場合につき、その背景となる具体的事實や状況、更にはその立法趣旨をも十分斟酌し、法令の一一律にして機械的な適用がもたらすことあるべき軋轢を回避しつつ、具体的妥当性の確保に努めることを内容とする概念であり、従つて、この場合においても「衡平な解決」とは、かかる態度をもつて、問題の解決に当るとの意味である。

共同声明 機械内機向 (財政・経済)

本、今後も問題をめぐり、開拓の機会を逃さずの意緒を抱く。
又、聯合して、この使命にあつては「満州の開拓」に
専念する所、斯くて、其の使命を終つては「満州の開拓」に
一歩も一歩もけてはならない。故に、此の開拓事業は、
最も本質的意義を有する。更に何よりの付託職務を十六箇箇
所にて之の使命の開拓の歴史に當る。而して、その職
務一端即ち「満平」なる、一端即ち當該の余慶の開拓に附帶す。

本年2月10作成した想定内容の写し

問(5) 沖縄の外資導入制度はどうなっているか。

(答) 沖縄においては、高等弁務官布令オノ11号「琉球列島における外国人の投資（1958年9月12日）」により、外国人の沖縄における事業活動および事業活動への投資については、琉球政府行政主席の事前の許可を要することになっている。この布令の実際の運用は、さわめて彈力的で、とくに輸入依存度を減少させるもの、輸出所得の増加を期待しうるようなもの、沖縄の資源を最大限活用しうるもの等に対する投資については積極的に認めているようである。

なお、このように布令オノ11号による規制が行なわれてからところ、琉球政府立法院は本土外資法にならって1968年9月、外資に関する立法を公布した。しかし、米民政府が布令オノ11号の廃止に応じないと、沖縄外資法は形骸化しており、現在未だ布令の適用が続いている。

(23)

問(6) 既存外資とともに石油外資の復帰後における取扱いいかん。

(答) 1. 沖縄における既存の外資系企業の取扱いについて
は、現在政府部内で検討中であるが、返還時における日本の外資政策およびこれに連関する政策との適合性を考慮し、かつ、資本自由化のテンポと勘案して、必要な調整措置を講じた上で、できる限り円滑な解決を図って参りたい。

2. とくに石油外資については、つきのような方針で
のぞむこととしている。

(1) 本土においては、強大な資本力を有する国際石油資本のわが国石油市場の支配を防止する等の石油政策上の要請から、国際石油資本の本土進出に対する外資法の運用にあたり

(24)

① 新たな外資の進出は認めない。

② 外資の出資比率は50%までとする。

の原則を中心に強い規制を実施している。

また、こうした外資規制と併行して、過当競争を

排して、我が国石油産業の健全な発展を図る見地か

ら石油法により需給計画に基づき設備を許可にか
かしめている等の規制措置を講じている。

(c) したがって、数社における外資の沖縄進出計画に

ついては、本土における上記石油政策の整合性にか

んぐみ、極めて懸念な態であると考えている。

(d) また実際に沖縄に国際石油資本の進出が行なわれ

た場合には、次のような方針を貫ぬくべきことは、

既に関係外國石油資本に対し、つとに周知させると

どいて、その了解を得ているところである。

(25)

① 将来沖縄が日本に返還されることがあるとした

場合には、その返還の時点から、日本においてと

りては、上記方針を全面的に適用する用意があ

ること。

② 沖縄返還の前後を通じて、日本の石油精製お

よび流通秩序に混乱を生じないよう所要の調整措

置を検討する用意があること。

したがって、今後は、上記方針に基づき別個に必

要なる調整措置を検討することとしたい。

(26)

(問) 外資のかけこみ防止対策いかん

(答) 今後本土復帰とみこしてのいわゆるかけこみ的な外資の進出により、復帰後に摩擦が生じないよう、適当な外交チャネル等を通して適切な措置を速やかに講じていきたいと考えているが、とりあえず本土政府と琉球政府の間に、外資導入の許可関係について緊密な連絡体制を確立して両者間の政策上の、そこが生じないようにしていきたいと考えている。

(28)

(問) 8 自由貿易地域構想に対する考え方如何

(答)

1. 自由貿易地域を考える場合、沖縄全土を自由貿易地域にする構想と、現在沖縄の一部の地域にある自由貿易地域を本土復帰後もそのまま継続させるという考え方と二つに分けられる。
2. 沖縄全土を自由貿易地域にするという構想については、沖縄経済を本土経済から隔離したるものにするおそれが極めて強いことにかかがみ、これを回避すべきと考える。
3. また、現在沖縄の一部の地域にある自由貿易地域を本土復帰後もそのまま継続させるという考え方については、現在わが国にもこれとほぼ同様の効果をもつ保税制度があり、その制度の適用につき、検討していく。

(参考)

自由貿易地域制度は指定地域で保管、展示、再包装、加工仕上げまたはその他の作業を行ない、その後において琉球列島から再輸出をして琉球列

(29)

第 月 日 国会 議 會 質問者
国会 本 会 議 會 質問者
衆子、外内委員會

外務省

問 復帰後における在沖縄外資系企業に対する
方針如何。

政府の取扱い方針如何。

問	答

在沖縄外資系企業、実質に三百二十二萬、米價六五
復帰準備委員会を通じ、既に相当二十一点九
資料を収集、現在關係各首長に点交
支検討中、又本府は、在沖縄外資系企業の
具體的取扱いは、各企業の実態を充分に把握したうえで決定する
日本政府が、本立法令上、木の中止通達書を
取扱いを行なつて方針を示す。
問題であるが、一般論として、政府としては、從來から沖縄が正常に事業を行
動に従事して来た外資系企業に対する復帰後においても、和平的取扱いを
とすることが必要である。

○ ○
○ ○
○ ○
○ ○

第 月 日 一 国会 参 本 会 議 (質問者)
月 日 一 参 予、外、内 委員会 (質問者)

問 沖縄の外資系企業及び外国人の取扱いに関する
日米間の文書の現状はん (答付録 後回等)
張り付ける所はあります

參					
問					

大日本洋行

第 月 日 国会 本会議 質問書
外務省

問 金武湾港に開す米民政府指令第一号ハニルズ
如く最近米民政府は復帰を以て外資系社
米系企業の既得权益を助长し擁護する動きを
見せているようであるが最近矢張り米企業ブルーシール
社のヨーグルト製造販売許可と並び琉球政府と
米民政府が対立して開いてある。

本問題に関する経緯及び政府の見解如何。

(二)ブルーシール社は元々以来琉球政府より乳製品製
造販売の許可を受け現在は至るところ同社生
産ヨギトヤヨリチーズ等及公營食料による乳製品の
「乳酸菌飲料」の製造販売につき新規に許可を
申請したが、昨ヨーグルトのにつての「許可」は
前除されてしましかねず一ヶ月以内に乳酸菌飲料
ヨギトヤヨリ新規に許可を申請されると解釈し、以降、成駄的に之の
製造販売を行つてゐる。

(三)沖縄における外資企業の活動については高木井裕

布令ナリ(琉球列島における外国人の投資)及び琉民政立法
外資に関する立法による事務の許可及公事件の従
忍(シテ)るにヒカ規定され(シテ)るが、琉民政はブルーシル
社のヨウルト製造販売(在外資法小明)を及下
3レドとしてその中止命令と充てた。

(二)本政令はおそれ外資の指導、宗廟は琉民政の权限
に属すことを忍んでおり、琉民政の行政指
導する事務向の命令を行なうことを政治

内起化(シマヨリ)安治(アシ)ス
(一)一月十一日同社はノスケルト製造販売
外資法違反ある認め、在製造販売を停止する。
◎答越(シマヨリ)政令(シマヨリ)琉民政の開拓自主
権(シマヨリ)外資企事業の既得権益拡大に強(シマヨリ)
しんじて高(シマヨリ)評(シマヨリ)

アメリカ局長
参事官
北米オ一課課長

沖縄返還問題関係機内機密答の追加
挿入ハツエ.

第4課より、今般作成した標記機内機密答中
一、(五)の向5、「米系企業の权益を擁護、助長せ
ぬ」米民政府の動きの実情及び政府の対処方針、
(59ページ参照)の回答の件りん、かかる

米民政府の動きの例である、ブルーシール社の83
ヨーグルト製造販売許可と実地経緯と(注)
この追記すべきの意見が多め此、右等は
こ思ひゆるて、別紙(第1)に於、上記(注)
(既配付先に付し)

の追加挿入方を要請する。右のと
GA-5

外務省

殿

沖縄返還問題関係機内機密答の追加挿入
について。

45. 12. 2

米北一

(中1-5)-5の答の終り)

さきにお配りした標記機密答(60
ページ)に別添の(注)を追加口へし

かのと、ご挿入方をお手にします。

GA-6

外務省

ノアシルとする

フルシル社によるヨーグルト製造販売許が廻する従事はつゞりおり。

注一フルシル社は元々年以來、琉球政府より乳製品製造販売元の許を受けて現在に至つて、3月23日午年四月

ヨウエトヤコシテナス等及公培养による乳製品の

「乳酸菌飲料」製造販売は新規に許可を

申請いたが、ヨーグルトにはつづり許可は

前記許可もあらず、一方的に乳製品

ヨーグルトが今よりはと解釈し、1月以来、試験的にこの

製造販売を行なつてゐる。

(二)沖縄における外資企業の活動については、高官並福島

五八

六八

布令ナラク(琉球列島における外國人の投資)及び琉民政民立法

外資に関する立法)によれば、事実の許可及公条件に従い

認可されることが規定されてゐるが、琉球政府はフルシル

社のヨーグルト製造販売は在外資法ハ附さず、又及

3月23日その中止命令と発行した。

(三)本政令はおつて外資の指導、運営は琉球政府の又限

制すことを認めており、結果、琉球政府の行政局

等に於ける事務局間の協力を行なうとしてある。これと政治

内證化(なよ)を済(さい)て、了(りよう)

(四) 二十九日十一月三十日同社は外貨支給手帳(わいがしき)を発行

外貨法違反(わいがほういんはん)である。認め、在留資本返済(ざりゅうしほんぜいさい)を停止(ていじゆ)する。

(五) 答(とう)越(こ)しの由(ゆ)め政(せい)府(ふ)は現(げん)行(ぎょう)改(かい)革(はく)の用(よう)意(い)

財(ざい)政(せい)限(げん)を以(もつ)て外(ほか)貨(が)幣(ひ)の既(既)得(とく)権(けん)益(えき)拡(かく)大(だい)に強(きよ)く対(たい)

し(し)なことと高(たか)く評(ひやく)西(せい)

1/17 春日五一先生答弁（後藤昌宏答弁）

向 外資系企業を自由貿易地域に封じ込めよう
という考え方についてどう考えるか。

答 洋銀外資の取扱いについては現在政府部門内
(本の外資流と同様の考え方でスクリーンすることを前提に)
で検討しているが、反対時ににおける日本の外資政

策等の産業政策との適合性を考慮しつつ、資本
自由化のテンポを勘案して、必要調整措置を
講じた上で、できる限り円滑な解決を図ること
とした。

その際、自由貿易地域は存続するかどうか、
またそれが外資を封じこめることに役立つかどうか
については、十分慎重に考えることが必要である。